



赤十字の活動資金募集に ご協力いただく皆様へ

日本赤十字社は、国の内外でさまざまな人道活動を推進しています。これらの活動は多くの方々からの活動資金のご協力とボランティアの皆様を支えられています。活動資金募集にご支援をいただく皆様には心から感謝申し上げますとともに、引き続き特段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

日本赤十字社福島県支部

●● 赤十字について ●●

赤十字は、スイス人のアンリー・デュナン（第1回ノーベル平和賞受賞）が提唱した「人の命を尊重し、敵味方の区別なく救う」ことを目的として誕生し、現在、世界191の国と地域で活動しています。

日本赤十字社は、明治10年に西南戦争をきっかけとして生まれ、明治21年の磐梯山噴火では、赤十字として初めての自然災害における救護活動を行いました。

日本赤十字社の創立記念日（5月1日）とアンリー・デュナンの誕生日（5月8日）にちなみ、毎年5月を「赤十字運動月間」と定めて、赤十字活動を広くPRしています。

皆様からお寄せいただいた活動資金は、このような事業に使われます。



災害救護



赤十字ボランティア



救急法等講習会



青少年赤十字



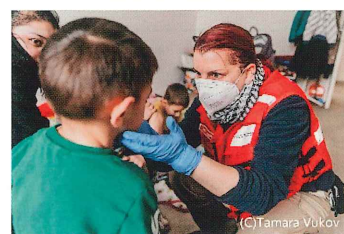
献血推進事業



医療事業・看護師養成



防災セミナー



国際活動

●● 日本赤十字社の活動について ●●

日本赤十字社の活動は「人道」「公平」「中立」「独立」「奉仕」「単一」「世界性」の7原則により、国や地方公共団体からの財政支援はなく、皆様からお寄せいただくご寄付にのみ支えられています。

年間2,000円以上ご協力をいただいた方で登録を希望する方を「社員（会員）」、年間2,000円未満の方を「協力会員」とし、「社員（会員）」の皆さまには会員誌等を年2回送付させていただき、収支決算や事業報告などの情報提供を行っています。これからも赤十字の精神である「人道」を基本理念とし、「苦しんでいる人を救う」ために活動してまいります。



●● 募集のすすめ方について ●●

- 戸別訪問をする際には、赤十字活動紹介チラシ等をご活用ください。
- 目安として500円以上でのご支援をいただけますようお願い申し上げます。
- 年額2,000円以上ご支援いただいた方には、下記のとおり税制上の優遇措置があります。また、社員（会員）に登録の方へ情報提供のため会員誌等を年2回送付させていただきます。
- 累計の協力金額に応じて、下記のとおり表彰制度を設けております。
- 赤十字活動資金のご支援は義務ではありませんので、くれぐれも強制感を与えることのないようご配慮願います。

募集につきましては、最寄りの赤十字担当窓口（市町村役場または社会福祉協議会）と相談しながらすすめられるようお願いいたします。

税制上の優遇措置

個人	所得税の控除	寄付金の全額（ただし上限は寄付者の年間所得総額の40％）から2,000円を差し引いた額が、年間所得総額から控除されます。
	住民税の控除 ※年間の募集金額に達した時点で終了	寄付金の全額（ただし上限は寄付者の年間所得総額の30％）から2,000円を差し引いた額の10％が、住民税から控除されます。※居住地の支部のみ適用
	相続税の非課税	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	法人税の控除（指定寄付金） ※年間の募集金額に達した時点で終了	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。
	法人税の控除	通常の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が、損金の額に算入されます。

日本赤十字社の表彰制度

特別社員 【10年以内に累計2万円以上】	支部長感謝状 【累計10万円以上】	銀色有功章 【累計20万円以上】
 称号付与通知書	 感謝状	 略章
金色有功章（個人） 【累計50万円以上】	金色有功章（法人） 【累計50万円以上】	社長感謝状 【金色有功章受章後50万円に達した都度】
 章記	 略章	 感謝状

- 年間100万円以上のご協力については、国の表彰（厚生労働大臣感謝状・紺綬褒章）がございます。詳しくはお問合せください。